

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第2号

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則

大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「指定工事店」の次に「（条例第7条第1項第2号に該当することにより、同号に規定する他の地方公共団体の長の指定を受けた者が実施する排水設備の設計及び新設等の工事（第14条において「条例第7条第1項第2号工事等」という。）にあつては、当該指定を受けた者（以下「他の地方公共団体の指定工事店」という。））」を加え、同条第2項中「事項」の次に「（他の地方公共団体の指定工事店にあつては、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。））」を加える。

第11条第1項第1号中「市長が指定する機関（以下「指定機関」という。））」を「神奈川県下水道協会」に改める。

第12条第1項第1号中「指定機関」を「神奈川県下水道協会」に改める。

第14条第1項中「責任技術者」の次に「（条例第7条第1項第2号工事等を実施する場合における他の地方公共団体の指定工事店に選任された排水設備の設計及び新設等の工事（以下この項において「設計及び工事」という。））に関し技能を有する者を含む。第3項において同じ。））」を加え、「排水設備の設計、新設等の工事」を「設計及び工事」に改める。

第19条第1項第5号を削り、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第1号の改正規定、第12条第1項第1号の改正規定並びに第19条第1項第5号及び同条第2項を削る改正規定は、令和8年4月1日から施行する。